

JIS

タイルカーペット (追補 1)

JIS L 4406 : 2008

(JCMA)

JIS L 4406:2000 は平成 20 年 9 月 20 日付で改正されました。
この追補には、改正内容が記載されていますが、JIS L 4406:2000 を
併読して用いて下さい。

平成 20 年 9 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この追補は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正したもので、これによって、JIS L 4406:2000 は改正され、一部が置き換えられた。

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤松 幹之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋庭 悦子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	大熊 志津江	文化女子大学
	長見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	加藤 さゆり	全国地域婦人団体連絡協議会
	加藤 隆三	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	河村 拓	株式会社西友
	藏本 一也	社団法人消費者関連専門家会議
	小熊 誠次	社団法人日本オフィス家具協会
	三枝 繁雄	財団法人製品安全協会
	櫻橋 晴雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	佐野 真理子	主婦連合会
	鈴木 一重	社団法人繊維評価技術協議会
	沼尻 禎二	財団法人家電製品協会
	星川 安之	財団法人共用品推進機構
	村田 政光	財団法人日本文化用品安全試験所
	矢野 友三郎	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(専門委員)	村井 陸	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 10.6.20 改正：平成 20.9.20

官 報 公 示：平成 20.9.22

原 案 作 成 者：日本カーペット工業組合

(〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町 4-3-6 大阪府商工会館 TEL 06-4704-2150)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

タイルカーペット
(追補 1)Tile carpet
(Amendment 1)

JIS L 4406:2000 を、次のように改正する。

-
2. (引用規格) の JIS A 5430 繊維強化セメント板及び JIS K 2240 液化石油ガス (LP ガス) を削除し、更に JIS L 0105 繊維製品の物理試験方法通則を、追加する。
2. (引用規格) の JIS L 1021 繊維製床敷物の構造に関する試験方法を、次の規格に置き換える。
- JIS L 1021-1 繊維製床敷物試験方法—第 1 部：物理試験のための試験片の採取方法
 - JIS L 1021-4 繊維製床敷物試験方法—第 4 部：質量の測定方法
 - JIS L 1021-7 繊維製床敷物試験方法—第 7 部：動的荷重による厚さ減少試験方法
 - JIS L 1021-8 繊維製床敷物試験方法—第 8 部：パイル糸の引抜き強さ試験方法
 - JIS L 1021-16 繊維製床敷物試験方法—第 16 部：帯電性—歩行試験方法
2. (引用規格) の JIS L 1022 繊維製床敷物の荷重による厚さ減少に関する試験方法及び JIS L 1023 繊維製床敷物の性能に関する試験方法を、削除する。
2. (引用規格) の JIS L 1030-2 繊維製品の混用率試験方法—第 2 部：繊維混用率の次に JIS L 1091 繊維製品の燃焼性試験方法を、追加する。
3. (定義) の 1 行目の、“JIS L 0212-1 によるほか、JIS L 1021 の 3. (定義) による。”を“JIS L 0212-1 によるほか、JIS L 0105 の箇条 3 (用語及び定義) による。”に置き換える。
- 7.1 (試料・試験片の採取及び準備) の 1 行目以降を、“採取は、JIS L 1021-1 による。また、試料及び試験片の調製及び試験条件は、JIS L 0105 の 5.1.1 (標準状態) による。ただし、難燃性の試験に供する試験片の採取及び調製については、JIS L 1091 の 7. (試料の採取及び調製) による。”に置き換える。
- 7.4 (単位面積当たりの基部上のパイルの質量) の 1 行目以降を、“単位面積当たりの基部上のパイル質量の試験は、JIS L 1021-4 の 8. (単位面積当たりの基部上のパイル質量) による。”に置き換える。